

TOPICS

★使用料金の複数設定の例
使用料が200円の場合、複数設定の一例として、次のようになります。

区分	単位	使用料
使用料	1時間	200円
市内の小中幼保が子どもたちを対象に使用する場合	1時間	100円 (1/2倍)
市外の方が使用する場合	1時間	400円 (2倍)
入場料等を徴収する場合	1時間	400円 (2倍)
市が主催・共催する事業の場合	1時間	100円 (1/2倍)

※複数設定は施設ごとに異なります。詳しくは各施設にお問合せください。

■減免基準について
使用料については、各種団体の活動を支援・促進する観点から、料金の減額や免除を行ってまいりました。しかし、施設を利用している人と利用していない人の公平性を保つためには、統一的な基準が必要とされています。そこで、一部の施設について、これまでの減免等に代えて、使用料金を複数設定し、対象を明確にしました。

見直しの対象
市には、現在約270の公共施設があります。今回は、学校や公営住宅などを除く70施設を見直ししました。そのうち、今回使用料等が変わるものは43施設です。

主な公共施設使用料の改正料金(一部)

使用料の新旧の適用については、条例に定める各施設の使用料支払い基準が、①使用許可日または前納の場合は使用許可日により、②使用の際または条例に定めのない場合は使用日により判断します。

現行 (浅井文化ホールの例)		改定後	
区分	使用料	区分	使用料
平日	5,000円	1時間	3,300円
土日休日	7,000円		

現行は、冷暖房を使用する場合、使用料は5割増しの料金を徴収(改定後は、冷暖房の区分なし。)

浅井文化ホール、びわ文化学習センター、文芸会館とも同一料金です。

現行		改定後	
区分	使用料	区分	使用料
大人	300円	大人	400円
小中学生	200円	中学生以下	200円
幼児	100円	3歳未満	無料
付添人	150円	付添人	無料
高校生以上	200円	大人	300円
中学生以下	100円	中学生以下	100円
		3歳未満	無料
		付添人	無料

浅井B&Gプールについては、現行は、午前・午後・夜間の入替制ですが、改定後は、昼間・夜間の入替制に変更します。

現行は、コートを時間単位で使用する場合、使用料は1面150円です。

現行		改定後	
区分	使用料	区分	使用料
コート	400円	コート (1時間)	200円
照明 (1時間)	650円	照明 (1時間)	500円

現行		改定後	
区分	使用料	区分	使用料
神照運動公園	500円	神照運動公園	1,000円
神照運動公園(照明)	4,500円	神照運動公園(照明)	4,500円
浅井ふれあいグラウンド	2,000円	浅井ふれあいグラウンド	2,000円
浅井ふれあいグラウンド(照明・全灯)	3,000円	浅井ふれあいグラウンド(照明・全灯)	4,500円

現行		改定後	
区分	使用料	区分	使用料
長浜球場	233円~500円	長浜球場	800円
長浜球場(照明)	3,000円	長浜球場(照明)	3,000円
浅井球場	2,000円	浅井球場	2,000円
浅井球場(照明)	2,500円	浅井球場(照明)	3,000円

現行		改定後	
区分	使用料	区分	使用料
長浜市民体育館	889円~1,800円	長浜市民体育館	1,500円
浅井体育館	500円	浅井体育館	800円
浅井B&G体育館	500円	浅井B&G体育館	800円
びわ体育館	600円	びわ体育館	800円
あじさいホール(グラウンド)	無料	あじさいホール(グラウンド)	200円
あじさいホール(照明)	500円	あじさいホール(照明)	500円

- 使用料について
- ①施設の利用に係る経費の考え方を整理し、公共施設における算定方法を統一(下図参照)しました。
 - ②1時間単位・100円単位の料金設定を基本としました。
 - ③類似施設や同規模施設は、可能な限り同一水準の料金を設定しました。
 - ④冷暖房使用や土日祝日の区分による使用料の加算、時間帯を廃止しました。

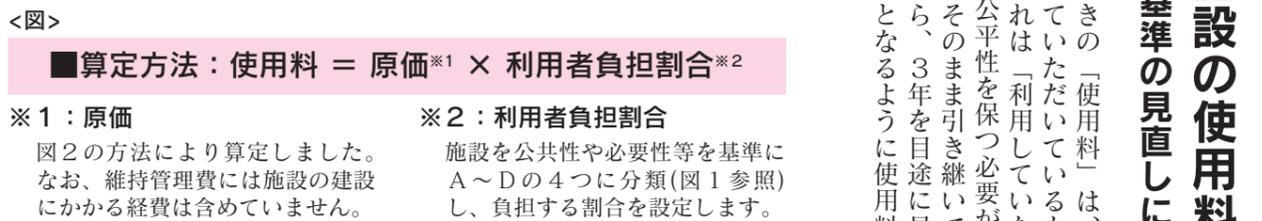
■算定方法：使用料 = 原価*1 × 利用者負担割合*2

★図1
A分類【利用者負担0%】
道路、公園など
B分類【利用者負担50%】
社会福祉施設、勤労者施設など
C分類【利用者負担50%】
幼稚園など
D分類【利用者負担100%】
文化・スポーツ施設、宿泊施設など

4月1日から公共施設の使用料が変わります
～使用料と減免基準の見直しについて～

みなさんが市の施設を利用するときの「使用料」は、施設の維持や運営にかかっている経費の一部を利用する人に負担していただいているものです。しかし、経費の大半は市税等が使われています。これは「利用していない人」にも負担していただいていることになるため、負担の公平性を保つ必要があります。

また、合併後も従前の使用料等をそのまま引き継いできたことや、長年にわたる使用料は据え置かれてきたことから、3年を目途に見直すとした合併協定に基づき、公平でわかりやすい施設料金となるように使用料と減免基準を見直ししました。なお、維持管理費には施設の建設にかかる経費は含めていません。



維持管理費と使用料の割合

施設名	維持管理費	使用料収入と割合
長浜市民プール	1,431万円	357万円 (25.0%)
浅井球場	733万円	143万円 (19.5%)
長浜市勤労青少年ホーム	1,016万円	119万円 (11.7%)
神照運動公園	1,841万円	146万円 (7.9%)
びわ文化学習センター	3,189万円	97万円 (3.0%)

平成18年度実績

市は、施設を利用するときの支払い使用料について、皆さんはどのように感じているでしょうか。施設の維持管理費と比較(左図参照)すると、使用料収入は少額のため、不足する分は市税等を使っています。つまり、施設を利用していない人も負担していることとなります。

そこで、施設を利用していない人との負担の公平性を保つため、利用する人(受益者)が応分の負担をする「受益者負担の原則」を基本として、使用料を見直しました。